

併用不可となる県の他の補助事業について

紀州材で建てる地域住宅支援事業と交付の対象が重複する県の他の事業との併用はできません。（市町村が実施する補助事業についても、県費が充当されているものは併用不可）

新築・増改築・改修（リフォーム）を行う補助事業で紀州材を使用する場合、併用が不可となる補助事業は、以下のとおりとなります。

併用不可となる補助事業	申請窓口	備考
住宅耐震化促進に関する事業 （改修、建替え及び土砂災害対策改修）	各市町村の 住宅耐震担当	
介護保険住宅改修制度	各市町村 介護保険担当	
日常生活用具給付等事業（住宅改修）	各市町村 障害福祉担当	
移住推進空き家活用事業 空き家改修	和歌山県 移住定住推進課	